

内閣諮問

阪神・淡路震災復興委員会

委員長

下河辺 淳 殿

阪神・淡路震災 復興開発提案

神戸 エンタープライズゾーン

1995年11月

提案者

SUPER STUDIO INC
Social Capital and Investment Research Group
&
consortium members

“ Everybody would come ,
if it's really done. ”

『 それをすれば、みんながやってくる 』

—— from “ Field of Dreams ”

“If you built it , He will come. ”

『神戸「エンタープライズゾーン」における復興開発提案』について

阪神・淡路大震災への復興、とりわけ神戸への復興についての検討は、これまでの開発のような地域復興を願う開発ノウハウで対処し得るようなものではない。

神戸に限らず、国内のどの地域においても同様であり、小手先の開発ノウハウや、ましてやここ数年の景気対策のための公共投資が有効でない状況から察して、地域復興が既に「経済復興のために要するこれまでにない深い構造改革案の組み立てと実行が必要である」ことを示している。

また、神戸が生き残り、成長を続けるために、自らの自己責任の上に固有のシステムを創り出し、サクセス・ストーリーを実現するための、地域全体におけるコンセンサスを求めたい。

本プロポーザルでは、こうした観点から、神戸の市内に設定された“エンタープライズゾーン”（ポートアイランド二期工事）にその復興の可能性を見出し、地域復興への先駆的な対象地として、必要な構造と実行のための道筋を提供するものである。

当プロポーザル書の提案主である「社会資本研究会」では、平成5年より意識ある省庁幹部と民間のオピニオン・リーダー、行動力ある自治体の首長を横断して「新しい日本のマスタープランの提案」を行ってきた。

日本のこれからのグランドデザインの提案は、これまでのあらゆる資本に対する見直しにより、日本国内に日本型のオリジナルな経済特区が必要であること、また国土計画への形成のあり方の視点から、「主体者のアクティビティ」と「社会域」の重なりを重視した「アジアとの競争と共生への実践場」をつくり得ること、が何よりも優先するということであった。

こうした実践場をつくり得るために、必要なものが、開放されたグローバル理念と自由経済を支える対日投資であることに着目した。

復興への可能性から検討すれば、既存の輸入促進地域整備法（FAZ）では適用し得ず、「対日投資会議」の実践的なインセンティブに期待せざるを得ない。

また、平成6年末からの1年に及ぶ、シンガポール政府、政府系企業とのF/Sによって、これらのインセンティブでは充分ではなく、アジア・パシフィック各国の起業家、チャレンジ精神を引き出すことのできる様々な「セキュリティ・インセンティブ」が必要であることを認識し、またそのための組み立てをも行なった。

「セキュリティ・インセンティブ」とは、起業家それぞれが有する独自の資本のあり方と、ノウハウを受け入れ、成長の保障を行ない、またこれらをも支えることのできる主体者のあらゆる権利（制度）と生活支援を準備することを示している。

先の「対日投資会議」による促進策（95年6月版）に、当方からの一連のケース・スタディによるインセンティブを加えた実践的なアジアからの対日投資案（シンガポールとの6回のF/S）と、
香港、上海等の政府系企業、財閥との協議により得たビジネス、生活支援等を含めた、
この「セキュリティ・インセンティブ」とを考え合わせ、具体的な組み立てを図ったもの
が、“Asia Pacific Security Area”である。

この Security Area は、通貨、防災、治安、エネルギーの他に、経済の自由化のためのインフラ整備、基準・認証、関税手続き、規制緩和、人材養成、技術保障、市場及び資金調達への自由なアクセス、紛争仲介等の制度保障と、そのための設備としての受け皿を準備するものである。

当プロポーザル提案チームでは、こうした経済共有圏の具体化を、成長著しいアジア各国に焦点を当てた。

特に、中国（上海及び長江流域都市に重点）に投資を図る、シンガポールと香港との相互の関係開発（＝取り引き）の構造を、独自に組み立てた。

この組み立て作業は、華人国家政府をも含む財閥オーナー達との、1年間に渡る個別の協議を通じて行なわれたが、これによって「実践的な事業の構造と施設の計画」提案を行なうに至った。

『 それをすれば、みんながやってくる 』

—— from “ Field of Dreams ”

上海を含む長江流域都市へのアジア各国の投資は、
上海が歴史的に有する

『希望の土地』

としての経緯にも起因する。

長く他国の支配下であり、時代に翻弄されながらも、
国境を越えた独自の「競争と共生の現場」を創り出すことに成功した、
上海の持つ天性的な資質とアイデンティティは、

同じく、不幸な震災を経験した神戸のリスクとハンディに似ながらも、
歴史的に培われた天性的な資質により、それらを力の源とし、
未来の復興と再生を勝ち得ていくであろう、神戸のたどるべき道筋と
重ね合わせることができる。

当コンソーシアム・チームとの協議による具体的な事業内容は、以下の通りである。

当方のコンソーシアム・メンバーは、中国・ベトナム・カンボジア・インド等に大規模な開発を行なっているが、とりわけその中でも、上海を起点とし、蘇州、無錫を経た、長江流域に総合的な戦略投資を行なっている。

私どもは、これらの候補地に、日本が同様の投資に加担して神戸に結び付けることは、日本にとって産業空洞化に拍車を掛けるものと判断した。

私どもは、投資主のメリットを考え、またそれが神戸への対内投資につながる事業の構造を組み立て、これをプロポーザル書（英文後述）におとして、1年間に渡るF/S協議を進行させた。

言わば、投資主との取り引きによって、神戸の復興、とりわけ当「エンタープライズゾーン」の開発を行なおうというものである。

これらのコンソーシアム・メンバーとは、国内のメンバーを含め、港湾、集客、生活支援、ビジネス支援、流通・物販、輸出入事業、通信、アミューズメント開発等の事業を、当エリアに向けて図れるように協議を行なっている。

また、同コンソーシアムでは、シンガポールにおいて、APECでの貿易・投資自由化への段階的な支援を待たず、民間主導による「アジア・インフラストラクチャー開発連合」を創設させた。（別紙新聞記事）

優先すべきテーマは、神戸市民の資質を生かし、大きなコンセンサス・テーマとして、これらアジア各国の代表チームと共存したサクセス・ストーリーをつくり得るためのテーマづくりと、分かり易い事業の構造を組み立てることである。

もちろん、この復興事業が、試論であったり、また一過性のイベントであってはならない。

これらのコンソーシアム・メンバーの多くは華人財閥であり、大きな流れの中での確かなビジネス戦略を要求するからである。

事業構造組み立てのための与件：

エンタープライズ・ゾーンに Asia Pacific からの対内投資を呼び入れる。

対内投資の目的：

1. 自律したアクティビティを起こさせることによる、
 2. エリア内の雇用拡大と、
 3. 中小企業を中心とする起業活性、
 4. 生き延び成長するための固有のシステムの確立
- 等を、自己責任によって稼働させるために必要となる投資群である。

対内投資のためのセキュリティ・インセンティブ：

Asia Pacific Security Area に設けられる、
「具体的な街開発としての Asia Pacific 経済共有圏」の開発のための
セキュリティ・インセンティブ

1. 通貨・金融システムの整備
2. 就業の確保・保障
3. 居住の確保
4. 企業活動への特惠条件による支援と推進
5. 防災保障とシステムの確立
6. 治安保障とシステムの確立
7. 資金調達・市場アクセスの保障
8. 人材育成の充実とシステムの確立
9. インフラ整備における規格・基準、規制の見直し
10. 域内エネルギー需給の安定と効率の確保
11. 技術の（知的所有権）保護と新技術開発の保障
12. 多国間、多民族間の業務上ならびに生活面での意思伝達の支援保障
13. 交通・情報インフラの保障
14. 市民生活上の権利の保障、各種人権保障
15. 文化交流促進の保障と支援

本件に関して特に要求したい項目詳細

震災復興事業の中核となる神戸ポートアイランド二期開発事業に参画を検討する「海外コンソーシアム」からの要望事項として、以下の項目を重点的に要請していく。

(対日投資促進施策リスト及び政府の考え方より)

○特定対内投資事業者の認定要件の緩和と、優遇措置の拡大

※「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」における

特定対内投資事業者の認定要件

- ・外国企業の支店 又は 外資比率1/3超の子会社。
- ・成立後5年を経過していない。
- ・本邦で製造業、卸・小売業、サービス業(ソフトウェア等)を営むもの。

現況の適用：①税制 3年以内の欠損金の繰越期間を10年まで延長

②債務保証 産業基盤整備基金

③融資 日本開発銀行等による低利融資(入国保証) 等

○各種規制の緩和

- ・外資参入規制の緩和・廃止
(海運業、通信・放送事業等についての外為法上の審査手続きの簡易化)
- ・大店法、電気通信事業法・電波法 等の緩和
- ・用途規制緩和、建築基準法、都市再開発法 等の緩和
- ・入国審査手続きの簡易・迅速化 (入国管理法)

○地方自治体による海外投資受け入れ体制の整備

- ・助成・融資制度、用地の低利貸付け等の優遇措置
- ・民活法等による海外企業支援施設の整備

- ・税制優遇措置 — エンタープライズゾーンにおける要望項目参照

「エンタープライズゾーン」からのインセンティブ提案

○税制優遇

- 資産・設備等の特別償却
- 事業用資産の買い替え特例
- 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税の非課税化

○規制緩和

- 税関行政関係手数料の免除
- 関税の引下げ、輸入割当制度の緩和
- 港湾の24時間稼働
- 大店法の撤廃
- 通信・放送事業上の規制緩和
- 外国人技術者・ビジネスマンの入国基準の緩和
- 工場等制限法の適用除外

○政府関連事業について

- 建設事業費への補助率引上げ
- NTT無利子融資及び財投比率の引上げ
- 支援措置の対象を「純民間」も可能とする
- 日本開発銀行の融資比率の引上げ・金利の引下げ

(FAZ特定の優遇項目は省略)

APEC自由化項目からのインセンティブ創出への働きかけ

APECにおいて追及される自由化・円滑化の方法論、協調的メカニズムの探求に関して、「社会資本研究会」からの提案が有効であるとの、SOM日本代表の示唆を受け、APECにおける以下のような協力案件を、当開発において体現化し、これをアジアからの資本導入のためのインセンティブとさせる。

- ・人材育成
- ・インフラ整備
- ・エネルギー・環境・成長の同時達成 (詳細別紙)
- ・中小企業
- ・前進のためのパートナー (PFP)

対日投資会議からのインセンティブ項目請求

経 過

当方「社会資本研究会」における「経済特区開発提案」（平成6年11月）を契機として、震災地を含む具体的な対象地域への経済特区の開発に、FAZ（輸入促進地域／資料参照）ではなく、「対日投資促進策」を切り口として入っていくことを日本政府に提案。

上記研究会のメンバーであり、「対日投資会議」の事務局である、経済企画庁の吉川調整局長が、平成6年末、当方の提案プロジェクトを同会議のスタディ素材として位置付けたことによる。

事務局・経済企画庁では、アジアの海外投資主の意向に強い関心があり、当方での交渉経過を、1996年5月に期限の到来する「輸入・対内投資法」の見直しに向けた内部情報として活用する方向にある。

平成7年5月、自民党の小淵副総裁より、当方のこれら一連の活動経過の報告依頼を受け、唐津一座長とともに説明を行うとともに、「対日投資を切り口とする地域の経済復興化のための提案」と題した、具体的な提案書類を提出。

提案書は、当方の提案による APEC 高級事務レベル会合（SOM）への「インフラ整備の項目導入」と、税制金融上の優遇拡大等 7項目からなる対日投資促進策を生かした、国内地域の再開発への支援協力を柱としている。

また、対日投資会議の海外特別委員はアジアでは韓国のみであることから、吉川調整局長に、これらの経過に伴うシンガポールの加入打診を行なったところ、次期会議（6月以降）以降の参画を検討するとのこと。

尚、これらの経過における外務省の支援は、衆議院事務局 村田渉外部長を通じ、協力を得ている。

復興計画への「経済特区開発提案」の推進経路 —— 押P楠

地域の経済復興化のための特区（経済特区）への開発推進 (95年6月現在)

95.06.30
「社会資本研究会」事務局
軽井沢 試験館 スーパースタジオ

「社会資本研究会」提案(93年9月)から始まる活動経過

「社会資本研究会」
社会資本整備及び公共投資のグランドデザイン研究

会長 岩井 一 副会長 佐藤 隆 協力委員 藤井 治秀 久保田 晃
委員 飯田 昌夫 高丘 孝昭 吉川 洋 藤野 信賢 → 94年11月 検討版とりまとめ
社務員 牧野 昇 長谷川 通子 小長 啓一 内田 健三
事務局長 鈴木 善二 香田 忠雄 平岩 外四

→ 最優先項目として「経済特区開発」を提案

生き延び、成長するために必要な、地域と国際との関係開発を支援する社会資本整備——特区地域をめざして

イ 日本の中の経済特区をめざして
「競争」と「共生」からなる各種インセンティブ導入からなる地域のボーダレス化

ロ 国際生活区をめざして
主に生活者に向けた社会資本対策として

経済特区開発提案の検証と組み立て

[地域の成長と対日投資/国際分業事業]

閉塞する日本経済と地域の現況

- 行き詰まる国内地域の成長
- 神戸震災復興のブレイクスルー
- 円高による空洞化懸念

地域が生き残りにかけた方法とは

- アジア パシフィック全体の中での生き残りに取り組み始めた地域(自治体)——五全総における社会資本整備エリアの拡大化
- 震災地域から後退する中核事業主
- 後退する港湾機能他による加速度的な日本回遊

対日投資の(非製造業投資)の緊急性

成長経済圏(上海・無錫・蘇州(長江)の国内地域復興地)への共有経済圏化

▽
対日投資国(シンガポール)からの資本導入による国際分業事業からなる共同開発

[マクロ視点よりの復興計画]

WTO、APECに基づく市場自由化の流れ

WTOの標榜内容を実質的なビジネスに導入し、APECをもにらんだ、日本国内地域における開発場づくり

APEC SOM特別会合における自由化項目へのインフラ整備の導入

対日投資のためのインセンティブ研究
セキュリティ・インセンティブを切り口とする「観光」「防災」「防災」「エネルギー」「インフラ・都市開発」「人材育成」「運輸」他から、地域の復興計画を含む特区へ
『 Asia Pacific Security Area 』

[苦悩する地域開発からの脱皮]

- 開発システムへの検討懸念
—「商業法」「まちづくり整備事業」
- インフラ投資に依存しない自律マネジメントの不足
- 地域内向による社会域への拡大視点の欠損

自治体の対応
94年9月—95年1月

地域経済低迷による計画見直し
▽
対日投資F/Sの開始(詳細)
(94年11月より)
対象地:神戸市 他
▽
震災復興地(神戸市・兵庫県)が急務とする抜本的なアイデアと開発へのコンセンサス形成

95年2月

『特区へのFAZの改革・拡大提案』
| (社会資本研究会)
地域特定からの特区検討は不可。
95年2月 (輸入課)
▽
再開発の行き詰まりを打破する
APECへの「インフラ整備導入」
95年2月 (SOM日本代表)

95年6月

復興提案に向けての「対日投資会議」によるインセンティブ提供提案
▽ (6月末)
投資国との開発協議
▽
海外コンソーシアム結成
(詳細:第4回 F/S)

地域特定からのケーススタディ研究（シンガポール政府、政府系企業とのF/S）から得た、「対日投資のための拡大インセンティブ項目（別紙）」

外資誘致のための制度優遇

①所得免除（無税）

— 経済拡大奨励法

パイオニア産業
パイオニア・サービス産業
既設企業の拡張
拡張サービス会社
サービス輸出
国際貿易奨励
生産設備のための外国借款
海外に支払うロイヤリティー、料金、開発費負担
倉庫業及びサービス奨励
国際コンサルタントサービス
国内法人の海外所得からの配当金
海外置籍船による輸送・チャーター所得
等

②控除枠の拡大

損金の特例（キャピタルゲイン非課税/キャピタルロス損金不算入）
投資控除/未発生費用の控除（研究開発準備金等）
加速度償却（初年度一括償却等）
同一費用の二重控除（見本市の開催費用、参加費用、宣伝広告費等）
等

対象： ニューテクノロジー会社への投資
海外投資・ベンチャーキャピタル奨励
貿易に関する見本市、展示会、使節団 の控除
海外貿易事務所維持費 の控除
研究開発費 控除
省エネルギーのための費用 控除
技術・知識集約型金融事業に対する経費の二重控除
産業用建築物及び構造物に関する控除
機械及び設備の基本控除・年次控除
オートメ機器・ロボットに対する初年度一括償却
ノウハウ及び特許権の償却
海外プロジェクト開発事務所の調査研究費の二重控除
海外からの受取配当所得に対する一方的税額控除 等

③ 軽減税率の適用

アジア通貨勘定（ACU）所得
ポスト・パイオニア産業（パイオニア産業の免除期間終了後の追加適用）
地域事業本部（OHQ）
国際貿易業者（AIT）
石油取引業者（AOT）
海外リスクへの保険、生命保険
海運業者のオフショア所得
機械・設備の海外リース事業
信託会社の特定サービス業務所得
オフショアの金・先物取引

等

④ 税制以外の産業奨励措置（補助金含む）

資本援助制度（特定業種における設備費、建物購入費への低利融資）
資本参加制度（起業家への政府による資本参加）
地元企業融資制度（中小企業の設備投資基金への低利融資）
地元企業技術援助制度（中小企業の業務改善への低利融資）
事業開発援助制度（中小企業の海外ビジネス開拓費への補助）
オートメ化奨励措置
製品開発援助制度（新製品開発・改善費経の政府助成）
研究開発援助制度（研究開発への政府助成、利益が大きい場合はロイヤリティーを戻す）
新技術開発支援制度（重要プロジェクトでは、設備費、建設費の全額補助も可能）
ソフトウェア開発援助制度
流通業務支援計画（小売促進コンサルティング費用への政府補助）
技能開発基金（未熟練労働者の訓練プログラム費用への補助）
輸出金融（金融管理庁の輸出手形割引制度）
輸出信用保険（半官半民会社による信用保険）

等

「対日投資促進策」の概要

急激な円高、国内経済の低迷のなかで、低調となっている外国企業の「対日投資」について、この拡大を図ることにより内需拡大につなげようという日本政府の重要政策。

内閣内部に組織された「対日投資会議」（議長：村山首相、事務局：経済企画庁調整局）において、恒常的に検討されている。

平成7年4月の緊急円高対策の骨子として、同会議における対日投資促進策の検討が盛り込まれた他、平成7年6月末には、この「対日投資会議」の声明として以下の促進策が発表された。

1. 規制緩和によるビジネス創出
2. 税制・金融上の優遇拡大
3. 市場開放問題への取組み強化
4. 労働関連情報等の提供
5. 取引慣行透明化等の環境整備
6. 多国間協議による投資環境整備
7. 対日投資の実態把握 等

特に今回の政策の方向性における特色は、

- ① 非製造業支援への重点化
- ② 地方自治体による誘致活動強化 ——にある。

①に関しては、日本への市場参入を求める諸外国からの要望に配慮し、百貨店、スーパー、コンサルタントなど、流通・サービス分野を対象とした支援策を強化するもの。

②に関しては、地方自治体が直接関与する街開発、インフラ整備等についても投資の自由化・円滑化を図るという方向性について配慮したものの。

輸入・対内投資法は来年5月期限切れとなるが、政府はこれを延長し、WTO、APECにおける貿易投資の自由化の流れを受けての、支援内容の拡大を検討する。

日本開発銀行の外資系企業向け融資制度についても、融資対象の拡大など制度改善に努める。

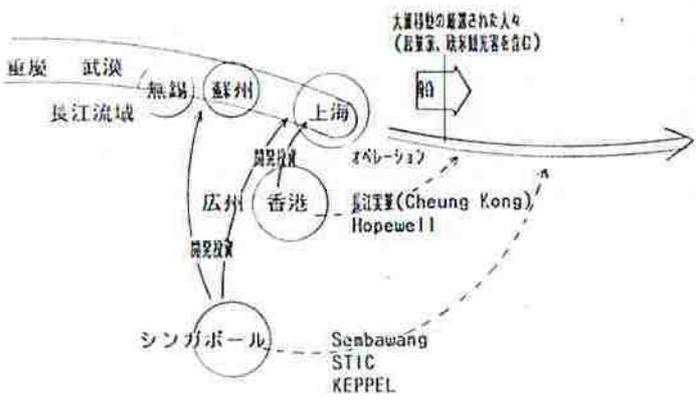
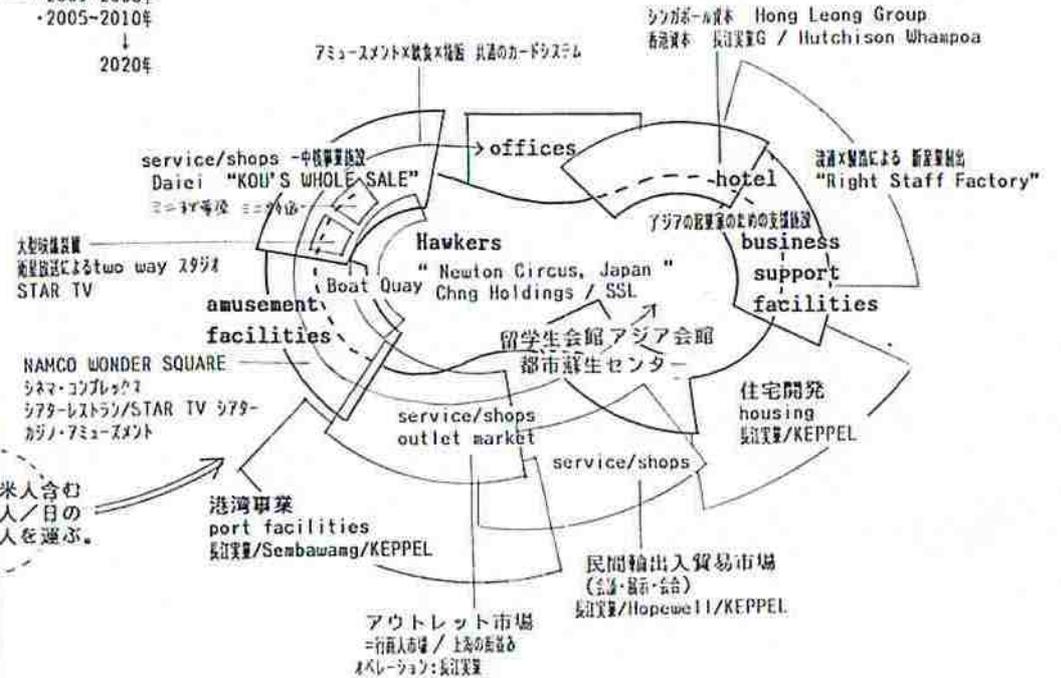
「多国間投資協定」については、経済協力開発機構（OECD）において準備が進められており、5月23日－24日にはパリで関係理事会在が開催されたが、この中でも、経済企画庁の高村長官が「対日投資を歓迎する声明」を発表した。



日本/神戸と競ぐことのメリット
 = "Security Area" の条件
 ※ 基準、認証、投資自由化の実践
 ・1995-2000年
 成長のストーリー・2001-2005年
 ・2005-2010年
 ↓
 2020年

機能ゾーニング図 = 機能は同心円上に展開
 ゾーニング (機能) は外縁上に展開

「対日投資会諸インセンティブ」
 +
 "security Incentives"
 ビジネスの成功、経済成長を狙う
 ための投資自由化
 (競争・共生と平等への保障)



「投資1=人」
 優秀な人材
 起業家集団
 中・小の貿易業者
 行商のかたちをとる。
 「投資2=もの」
 行商人からのアウトレットMD
 上海再開発に伴う街の一部
 上海と日本が共存した文化の一部
 「投資3=ノウハウ」
 起業家のノウハウ
 シンガポールの "Food Festival"

アジア・欧米人含む
 5千~1万人/日の
 観光・行商人を運ぶ。

"Everybody would come. if it's really done."

"それをすればみんながやってくる"
 上海の外遊(外)に繋がるもの
 →その"何か"を神戸に入れる

「"Right Staff" としての神戸」
 (正しい) 上海と共有する資産・資質

リスク・ハンディを持ちながら、
 その歴史を自らのアイデンティティの中に取り込み、
 国境を越えた「競争と共生の現場」を創り出す、
 天才的な資質。

Public Utility (City/Pref.)
 (Comprehensive bond system area/
 port facility/support facilities)

